

第25回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年7月11日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石黒かほる，小川浩，嘉手苧拓也，伽羅谷美穂，倉部稲穂，佐藤加代子，菅原実，塚田貢，外山奈央子，三浦隆昭

（説明者）

宮城刑事首席書記官，鈴木総務課長，堀川秋田簡易裁判所庶務課長

（事務局）

中野事務局長，佐藤民事首席書記官，宮城刑事首席書記官，大友事務局次長，鈴木総務課長，星総務課庶務係長，山方秋田檢察審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況と広報について」

（ア）基調説明

宮城刑事首席書記官が「裁判員裁判の実施状況」について，鈴木総務課長が「裁判員裁判の広報」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「民事調停手続について」

(ア) 基調説明

堀川秋田簡易裁判所庶務課長が「民事調停手続の概要」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

1 裁判員裁判の実施状況と広報について（議事4の（4）のアの（イ））

○ 先日のNHKの番組でも「裁判員裁判」が取り上げられ，その中でも裁判員裁判に参加する前は心配だったが，実際に経験してみると社会を知る良い経験になったという意見が多かった。経験者の95パーセント以上が同様の感想を持っているというのは全国的なものか，秋田県の経験者の感想なのか。また，秋田の県民性として，本音で意見を言わない又は議論をしたがらないという傾向があるのではないかと感じているが，実際の裁判では意見交換等の場面で，きちんと話をして議論ができていくのか。

△ 秋田も全国と同様で，良い経験になったという感想が大多数である。

○ 確かに積極的に意見を言う方はそれほど多くはないが，他の人の意見もきちんと捉え，しっかり考えている方が多いと感じており，そのような方々の話を引き出すように心がけている。これまでしっかりとした評議ができていくと思う。

○ 裁判員裁判は殺人や放火などの重大かつ凶悪な犯罪を扱うことから，いろいろな意味で一般の人が受ける精神的なダメージは大きく，きめ細やかなサポートが必要だと感じている。裁判所が裁判員や経験者に対してどのような対策をとっているのか関心があったが，様々な精神的負担の軽減措置，メンタルサポート窓口の設置等の配慮がされていることを知り，安心したとともに，理解が深まり参考になった。

○ 裁判員裁判の事件数が全国的には減少しているようだが，その原因，背景は何か。また，裁判員裁判の事件だけが減っているのか，刑事事件全体が減っているのか。

△ 刑事事件全体も緩やかな減少傾向にある。

◎ 少年事件も同様に減少傾向にある。

- 広報活動は、日常の広報活動の枠組みの中で実施しているということだが、広報に何か縛りがあるということか。中学生や高校生に対する広報活動は特に大事ではないかと考えるがどうか。
- △ 裁判員裁判が施行される前は、制度の周知という面が強くそのためのイベント型の広報活動をしていたが、現在は、裁判所の通常の広報活動の中で、裁判員裁判の中身を理解してもらい、制度の定着や浸透を目指しているところであり、特に制限等があるということではない。学生に対する法廷見学会や模擬裁判体験等は管内支部でも実施しているが、秋田本庁以外の管内支部も含め、今後も見学会等を中心とする広報に取り組んでいきたい。
- 福岡地裁小倉支部で、暴力団関係者が裁判員に声がけをしたとの報道があったが、その後、裁判員の庁舎外での安全対策での変化はあったのか。また、裁判員の選任手続において、候補者の無断欠席の割合が全国で4割を超えているという報道もあるが、秋田地裁での実情はどうか。
- △ 庁舎内の動線、庁舎出入口等の一般来庁者との区別、また、傍聴人に対する裁判員等への接触禁止の告知などについて検討しているところであり、裁判員等に安心して裁判員裁判に参加していただけるよう万全を期したいと考えている。裁判員候補者の無断欠席の割合は秋田でも同様であるが、裁判員経験者のほとんどの方が「良い経験と感じた。」という感想を持っていることなどを適切に伝えたりして理解を求めるなど、一層の広報活動の充実に努めるほか、裁判所としても、分かりやすい審理手続に努めるなど引き続き努力していきたい。
- 福岡地裁小倉支部の関係で、裁判員裁判の除外事由についても話題に上がっているが、一度こういう事案が起きると、一般の方々の精神的負担が大きくなってくるのではないかと思うが、今後それらに対するケアについてどのように考えているのか。
- 秋田でそのようなケースはないが、そのような事案が係属した場合は、先ほど説明したとおり、裁判員等の安全確保に遺漏がないようにしていきたい

と考えている。裁判官としても今回のようなことが発生しないように注意していくとともに、必要な措置を執り対応をしていきたい。

- 裁判員裁判からの除外は裁判所の判断になるのか。
- 裁判所が判断することになる。判断は検察庁や弁護士からの情報等を踏まえて行うことになろう。
- 秋田において、裁判員の心理的なケアとしてのメンタルヘルスサポートの利用例はあるか。
- △ アナウンスはしているが、これまで照会や利用した実例はない。
- 何らかの事情により裁判員が不足し、補充裁判員を使い切り（補充裁判員がいなくなった。）、不足したようなケースはあるか。
- △ そのような事案はない。
- 広報の実施にあたって、広報の効果、成果の実感はどうか。
- △ 見学者は小中学生が多いが、法廷の見学や模擬裁判では大変喜んでいただいていると思うし、一般の方々の見学等では具体的な質問も多く、関心の大きさを感じているが、その効果があったかどうかについてははっきりとはわからない。
- 弁護士としての裁判員裁判を経験した感想的なものであるが、被告人にとっても、裁かれるのが裁判官によるものか裁判員によるものかによって、その結果に非常に関心を持っていると見ている。裁判員裁判の場合、自分のやったことが広く市民に知れ渡り、間接的にであっても裁判員が自分を知っている可能性や判断への影響等も考えるのか裁判へ思い入れにも違いがあるようである。また、裁判員は、経験する前はあまり前向きではないようであるが、参加した後はほとんどが「良い経験と感じた。」との感想を持っていることや真摯に対応していただいていることは、被告人にとっても良いことであり、裁判員制度の今後にとっても意義のあることだと感じている。
- 3庁見学ツアーに2年前に参加した。平日の午前であり、参加者はほぼ高齢の方であったが、多数の方が興味を持って参加していて「今度は子供とか

孫と一緒に参加できたらいいね。」という声もたくさんあった。広報活動もそういう形で少しずつ浸透しているのだろう感じた。

裁判員候補者の辞退希望者が6割もいるが、その中には70歳以上の方々も相応に含まれており、年代別の参加率をみると70歳以上の裁判員の割合が低いように思える。高齢者社会の実情を踏まえると、時間と意欲のあるしっかりとした高齢者がもう少し参加してもよいのではないか。

- 70歳以上の方は辞退を希望すれば辞退できるが、希望しなければ裁判員として参加でき、現に何人かの70歳以上の方に裁判員として参加いただいた。無作為に抽出するので特定の年代のみを意図的に増やすことはできないが、意欲的に参加を希望していただければと思う。
 - 強制わいせつ致死傷，強姦致死傷などの性犯罪に対しては，女性はもちろん，社会全体が刑罰の見直しについて話題になっていると思われる。魂の殺人と言われるこれら性犯罪について，市民感覚としては非常に重い犯罪だと認識しているところではあるが，裁判員裁判で裁かれる場合と通常の裁判で裁かれる場合で何か違いはあるのか。
 - 裁判員裁判が始まる前の裁判官の認識と，裁判員裁判が始まった後の裁判官，裁判員の認識に違いがあるかどうかははっきりわからないが，一般的には，裁判員裁判が始まってから，性犯罪に対する量刑が重くなってきている傾向にあると言われているようである。
- 2 民事調停手続について（議事概要4の（4）のイの（イ））
- 民事調停は「簡単に，安く，早くできる」と聞いているが，貸金の請求や交通事故損害賠償事件など，やはり専門家である弁護士等を付けた方がよいのか，それとも個人で気軽に申立てをして成立までやれるのか。
 - △ 申立ては請求の簡単な内容を書いてもらえば，詳細な書類を作成する必要はない。そのために調停委員が申立人から調停に至る事情等を聴取することになる。弁護士や司法書士などの代理人を付けて，詳細な申立理由を記載して申し立てる方法もあるが，必ずしも専門家代理人を付ける必要はない。

- 調停の申立てから成立までどれくらいの時間を必要とするのか。
- △ 通常、申立から1か月後あたりに第1回の期日が入り、当事者の不出頭がない限り、その後は1, 2回で終了する例が多い。交通事故の損害賠償事件のように双方の意見が多く出るような場合は少し長くかかる場合もある。
- 調停事件に応じて然るべき委員を選任していると思うが、調停委員の中でどのような資格のある方が選任されるのか。資格のない方が選任される場合は、どのような選任手続を踏んでいるのか。
- △ 不動産鑑定士や不動産取引などいろいろな専門知識を持っている方を、各種団体に推薦してもらったりして選任している。その他にも社会的経験や知識を持っている方も選任しており、事案に応じて指定している。
- 秋田の民事調停委員は何人いるのか。
- △ 秋田簡裁では30人程度である。
- 調停で決まったことが履行されない場合、強制執行ができるのか。
- △ 例えば金銭債権であれば、調停調書には確定判決と同様の効力があり、財産に対する強制執行の申立てが可能である。
- 調停制度の周知について協力を求めた具体的な公共機関はどこか。
- △ 今年度は、秋田県庁、管内市町村役場、各警察署、秋田市消費者センター、県商工会議所、労働基準監督署等に出向いて、パンフレットの備置きの依頼をした。
- ◎ 調停制度の周知についてのアイデアや制度利用について、御意見等があれば伺いたい。
- 弁護士会でも法律相談を認知してもらうために、パンフレット等をどこに配布するのか腐心している。自治体関係から紹介をいただいた方の利用については、情報の端緒としては重要であると考えている。
- 最初に裁判所に来庁した際や手続が終了した際の説明において、利用者の理解や納得にも努めていると思うが、どんなことを心がけて対応しているのか。
- △ 裁判所では手続案内から始め、申立人には担当職員から十分な説明をして

いる。相手方には、事前に調停制度についての説明書を送付し、1回目の期日では調停主任裁判官から、制度や手続の流れ等について詳しく説明して理解を深めてもらうようにしている。期日間、期日終了の場面では、当事者が法律には詳しくないということを前提に、担当書記官が分かりやすく丁寧に説明をしている。

○ 調停費用の基準はどのようになっているのか。

△ 申立手数料は民事訴訟費用法に定められているが、訴訟の半額となっており、関係書類を郵送するために納付してもらう郵便切手額も訴訟より低額で済むようになっている。